

議案第 5 2 号

向日市印鑑条例の一部改正について

向日市印鑑条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市印鑑条例の一部を改正する条例

向日市印鑑条例（昭和51年条例第19号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（登録の申請）</p> <p>第3条 略</p> <hr/> <hr/>	<p>（登録の申請）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>登録申請者が、未成年者又は被保佐人であるときは、その者の法定代理人又は保佐人の同意書を添えなければならない。</u></p>
<p>（登録証明の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項（公的個人認証法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録があるものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証</u></p>	<p>（登録証明の申請）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項</p> <hr/> <p>の規</p> <p>定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録があるものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証</p>

明書の記録があるものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動で証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を通じて、登録証明の申請をすることができる。

明書の記録があるものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動で証明書等を交付する機能を有するものをいう。)を通じて、登録証明の申請をすることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第2項の改正(「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分に限る。)は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。